

## (2) 地域包括支援センターの未設置市町村における経過措置について

専門職の確保が困難である等の事情により平成18年度当初から地域包括支援センターが設置できない市町村において、在宅介護支援センターを活用しながら、地域包括支援センターの円滑な設置につなげていくことができるよう、平成18年度予算案においては、在宅介護支援センターに対する経過的補助金を計上しているところである。

各都道府県におかれでは、本補助金を活用し、地域包括支援センターの設置に向けた準備が円滑に進められるよう、管内市区町村に周知いただくとともに、特段のご配慮をお願いしたい。

なお、現時点で想定している事業実施要綱（案）を別記のとおりお示しするので、これを参考に協議の準備等を進められたい。

また、介護保険法施行令の一部改正において、包括的支援事業の一括委託の例外として、総合相談支援事業のみを委託することができる旨の経過措置を設けることとしている。

### 別記

#### 地域包括支援センターの未設置市町村における経過措置事業実施要綱（案）

##### 1 目的

地域包括支援センター（以下「包括センター」という。）における専門職の確保が困難等の事情により、平成18年度当初から包括センターを設置できない市町村において、在宅介護支援センターを活用しながら、包括センターの円滑な設置につなげることを目的とする。

##### 2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

ただし、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者（以下「支援センターの設置者」という。）に委託して実施するものとする。

なお、事業の委託に当たっては、利用者の利便性等を考慮して委託するものとする。

### 3. 対象者

この事業の対象者は、原則として、介護保険法第9条に定める被保険者とする。

### 4. 事業内容

支援センターの設置者は、市町村から委託を受け、当該市町村に包括センターが設置されるまでの間、介護保険法第115条の38第1項第3号に掲げる事業を実施するものとする。

#### ア 地域におけるネットワークの構築

効率的・効果的な事業実施を図るため、地域における様々な関係者との新たなネットワークの構築や既存のネットワークの再構築などを図ること。

#### イ 実態把握

上記アにより構築したネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行うこと。

#### ウ 総合相談

##### （ア）初期段階の相談対応

本人、家族、近隣住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握を行い、専門的又は緊急の対応の必要性を判断すること。

適切な情報提供を行えば相談者自身により解決が可能と判断した場合には、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を行うこと。

##### （イ）継続的・専門的な相談支援

上記（ア）の対応により、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を作成すること。

支援計画に基づき、適切なサービスや制度につなぐとともに、定期的に情報収集を行い、期待された効果の有無を確認すること。

#### エ 市町村への情報提供等

支援センターの設置者は、包括センターの円滑な移行のため、市町村の指示に従い、その受託業務に関し、作成した個別の支援計画等の一切の書類及び必要な情報を提供すること。

### 5. 利用料

原則として無料とすること。

### 6. 留意事項

ア 利用者の利用度の高い時間や夜間等の緊急時の相談に備え、併設施設等の機能との連携等により、相談体制の確保を図ること。

イ 総合相談支援業務の受託者若しくはその職員又はこれらの職にあったものは、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 市町村は、本事業の適性かつ積極的な運営を確保するため、相談内容、処理状況等について、定期的な事業実施状況の報告を求めるとともに、定期的に事業実施状況の調査を行うものとする。

また、調査の結果、本事業の機能が十分果たすことができないと認められる場合は、委託を取り消すものとする。

エ 包括センター設置後において、利用者に対し適切かつ継続的な支援が行えるよう、市町村と在宅介護支援センターが密接な連携を図るとともに、利用者等が混乱を招かないよう広報等により十分周知すること。

※1 国庫補助基準額 1か所当たり3,300,000円以内とする（予定）。

※2 対象経費 介護保険法第115条の38第1項第3号に掲げる事業に必

要な給料、職印手当等、共済費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、扶助費、委託料、備品購入費、使用料及び賃借料とする。

※3 負担割合 国1／2、都道府県1／4、市町村1／4

(3) 低所得者の利用者負担の軽減について

ア 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置

障害者自立支援法において、利用者の一割負担が基本となること等を踏まえ、平成18年度以降は、経過措置として実施していくこととなる。

現時点で想定している事業実施要綱（案）及びQ&Aを別記のとおりお示しするので、管内市区町村に周知いただくとともに、特段のご配慮をお願いしたい。

別記

低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について

(別添1)

障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱

1 目的

障害者施策によるホームヘルプサービス事業においては、所得に応じた費用負担となっていたことから、当該ホームヘルプサービス事業を利用していた低所得の障害者であって、介護保険制度の適用を受けることになったもの等について、利用者負担の軽減措置を講じることにより、訪問介護、介護予防訪問介護又は夜間対応型訪問介護（以下、「訪問介護等」という。）のサービスの継続的な利用の促進を図るものである。